

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第二号漁業者）

（四件）

○保安林の指定の予定（二件）

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

公安委員会

○警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の

一部を改正する条例の施行期日を定める規則

告示

○宮城県告示第六十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和七年二月十八日

宮城県知事

村井嘉浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市区域（宮城県漁業）	小型合併漁業	令和七年一月二十八日	気仙沼市大浦二十九・小野寺 俊光	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政	三人

協同組合
気仙沼市
地区支所
の地区支所
のうち鹿折
の区域

気仙沼市新田五・四
小野寺 智行

令第二百九十
三号）第六十
業に規定する漁

○宮城県告示第六十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和七年二月十八日

宮城県知事

村井嘉浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市区域（宮城県漁業）	総トン数二十トンの漁船に未だの漁業で、船びき網、若しくはすくい網を使用していることを目的とする漁業、小女子を目的とする漁業又はこれらを併せ営む漁業	令和七年一月二十八日	気仙沼市波路上後原七十六 芳賀 智明 気仙沼市二ノ浜百七十八番地の二 小松 靖	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第六十業に規定する漁	二人

○宮城県告示第六十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和七年二月十八日

宮城県知事

村井嘉浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数

気仙沼市 区域(宮 城県漁業 協同組合 の大谷本 吉支所の 地区)	総トン数二十 トンの漁 船により行 う漁業であ つて、船が 若しくは網 い網を使用 して、いさ だを目的と する漁業、 敷網を使用 して小女子 をとることを 目的とする 漁業又はこ れらを併せ 営む漁業	令和七年一 月二十八日	気仙沼市本 吉町柳沢百 十三番地一 三浦徳雄 気仙沼市本 吉町小金沢 千八十四番 隆	漁業災害補 償法施行令 (昭和三十 九年政令第 二百九十九 号)第六條 に規定する 漁業	三人
---	---	----------------	---	---	----

○宮城県告示第六十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和七年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市 区域(宮 城県漁業 協同組合 の大谷本 吉支所の 地区)	総トン数二十 トンの漁 船により行 う漁業であ つて、船が 若しくは網 い網を使用 して、いさ だを目的と する漁業、 敷網を使用 して小女子 をとることを 目的とする 漁業又はこ れらを併せ 営む漁業	同意成立の 届出年月日 令和七年一 月二十八日	発起人の住所及び氏名 石巻市新成二丁目十六番地二十一 番地二十一 稲荷丸漁業 生産組合 石巻市泊浜 泊十二番地 一 阿部 友廣	漁業の種類 漁業災害補 償法施行令 (昭和三十 九年政令第 二百九十九 号)第六條 に規定する 漁業	特定第二号 漁業者数 四人
--	---	----------------------------------	--	--	---------------------

○宮城県告示第六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和七年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町柳津字黄牛深畑一五八の一、一五八の三八、一五八の三九、一五八の四一から一五八の四六まで、一五八の五三、一五八の五四、一五八の六六から一五八の七二まで、一五八の七六から一五八の八〇まで、一五八の八二から一五八の八八まで、一五八の九〇、一五八の九三から一五八の九五まで、一五八の一二一、字大土九九の一六六、九九の一六八、九九の一八〇、九九の一八一、九九の一八九、九九の一九四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和七年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

伊具郡丸森町大張川張字二又四五の一、四六、四七の一、四七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

公 告

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。
字二又四五の一・四六・四七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四七の一
一
(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和七年二月十八日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 購入物品及び納入予定数量 航空タービン燃料油 二十三万五千二百四十リットル
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 契約期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
 - 4 納入場所 宮城県警察航空隊（宮城県仙台市若林区霞目一丁目一番一号）
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。 8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五）へ令和七年二月二十七日（木）午後五時までに提出すること。 三 入札書の提出場所等 1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒九八〇〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二一七七一、内線二三三六） 2 入札説明書等の交付方法 この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。 3 一般競争入札参加資格審査 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和七年三月十一日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 4 入札書の提出期限 入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和七年三月十八日（火）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。 5 開札の日時及び場所 (一) 日時 令和七年三月十九日（水）午前十時 (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者 五 その他 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規程により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがある	ると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。 3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 7 契約書作成の要否 要 8 詳細は入札説明書による。 六 概要 Summary 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 18, 2025, 5 : 00 p.m. 2 Item/Service Required and Estimated Delivery Quantity : Unit Price Contract of Aviation Turbine Fuel Oil - 235,240 liters 3 Date and Place of Bid Selection : Bidding room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 19, 2025, 10 : 00 a.m. 4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan, Tel.: 022-221-7171 Ext. 2236
公安委員会 ○宮城県公安委員会規則第2号 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。 令和7年2月18日	

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（令和
6年宮城県条例第59号）の施行期日は、令和7年3月21日とする。